この条から第九条まで		この条から第九条まで（これらの規定を第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第二項	第三項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第七項	第七項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第六項	第六項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項第三号	この項	この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項第三号	この項	この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	第一項ただし書	第一項ただし書（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項	第一項	第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第三項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第四項	第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項第一号	第三項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項第二号	第四項	第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

同項		前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項	第一項	第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第三項	第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第七項	第二項、第三項ただし書、第五項及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項、第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第四項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第七項	前条第七項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項	第五条第一項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一項	第六条第三項	第六条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第二項	前条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第一項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）